

持続化給付金申請規程

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した

個人事業者等向け

2021年1月15日

中小企業庁

第1章 趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の拡大に伴うインバウンドの急減や営業自粛等により特に大きな影響を受けている、中堅企業、中小企業その他の法人等及びフリーランスを含む個人事業者（以下「個人事業者等」という。）のうち、給付対象者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える持続化給付金（以下「給付金」という。）を給付するものとする。

第2章 事務局の設置

中小企業庁は、前章の目的を達成するため持続化給付金事務局（以下「事務局」という。）を設置し、給付に必要な事務を事務局が行う。

第3章 給付対象者

主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向けの給付金の給付対象者は、個人事業者等のうち、持続化給付金申請規程（個人事業者等向け）第3章（1）に定める事業収入を得ていないため、持続化給付金申請規程（個人事業者等向け）の給付対象者とならない場合であって、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、給付金の給付は同一の申請者に対して一度に限るものとする。

- (1) 2019年以前から、雇用契約によらない業務委託契約等に基づく事業活動からの収入で、税務上、雑所得又は給与所得の収入として扱われるもの（以下「業務委託契約等収入」という。）を主たる収入として得ており、今後も事業を継続する意思があること。

※業務委託契約等を主たる収入として得ているとは確定申告書（所得税法第二条第一項三十七号に規定する確定申告書をいう。以下同じ。）第一表における「収入金額等」の「雑 その他」及び「給与」の欄に記載される収入金額のうち、業務委託契約等収入であるもの（以下「年間業務委託契約等収入」という。）が、他のいずれの収入（確定申告書第一表における「収入金額等」及び当該確定申告書第一表と同年分の確定申告書第三表における「収入金額」のそれぞれの所得区分（税務上、譲渡所得又は一時所得として扱われるものを除く。）の収入欄に記載される収入金額（ただし、それぞれの所得区分の収入欄に記載される収入金額に業務委託契約等収入が含まれる場合には、当該業務委託契約等収入を差し引いたもの。）をいう。）も下回らないことをいう。

※証拠書類等として第9章（1）①の規定に基づき、税理士の確認を受けた「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」を用いる場合には、確定申告書のそれぞれの収入金額は、当該申立書に記載されたそれぞれの収入金額で代替するものとする。

※証拠書類等として第9章（1）②及び③の規定に基づき市町村民税、特別区民税又は都道府県民税（以下「住民税」という。）の申告書類の控えを用いる場合には、確定申告書のそれぞれの収入金額は、市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）のそれぞれの収入金額の相当する箇所に記載されるものを用いることとする。

(2) 2020年1月以降、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、2019年の月平均の業務委託契約等収入と比較して、月間の業務委託契約等収入が50%以上減少した月（以下「対象月」という。）が存在すること。

※2019年の月平均の業務委託契約等収入は、2019年の年間業務委託契約等収入の金額を12（第9章（2）①の特例を用いる場合には、2019年の開業後月数（開業した月は、操業日数にかかわらず、1ヶ月とみなす。））で除したものとする。

※対象月は、2020年1月から申請を行う日の属する月の前月までの間で、2019年の月平均の業務委託契約等収入と比較して、業務委託契約等収入が50%以上減少した月のうち、ひと月を申請者が任意に選択。

※対象月の業務委託契約等収入については、新型コロナウイルス感染症対策として地方公共団体から休業要請に伴い支給される協力金等の現金給付を除いて算定することができる。

※証拠書類等として第9章（1）①の規定に基づき、税理士の確認を受けた「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」を用いる場合には、確定申告書第一表のそれぞれの収入金額は、当該申立書に記載されたそれぞれの収入金額で代替するものとする。

※証拠書類等として第9章（1）②及び③の規定に基づき住民税の申告書類の控えを用いる場合には、確定申告書第一表のそれぞれの収入金額は、市町村民税・道府県民税申告書の様式（5号の4）のそれぞれの収入金額の相当する箇所に記載されるものを用いることとする。

(3) 2019年以前から、被雇用者又は被扶養者ではないこと。

第4章 給付額

給付金の給付額は、100万円を超えない範囲で、2019年の年間業務委託契約等収入から、対象月の業務委託契約等収入に12を乗じて得た額を差し引いたものとする。

<算定式>

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額（上限100万円）

A：2019年の年間業務委託契約等収入

B：対象月の業務委託契約等収入

第5章 給付金の申請

(1) 申請期間

給付金の申請の受付は、令和2年6月29日から、令和3年1月15日までとする。

(2) 申請方法

申請者は、申請期間内に、事務局が定める方法で事務局に必要な基本情報及び証拠書類等を提出することにより、申請を行うものとする。ただし、申請者において申請期間までに第5章（3）又は（4）の規定に基づく提出を行うことができない合理的な理由があると事務局が認める場合には、当

該申請者は、令和 3 年 2 月 15 日まで当該提出を行うことができるものとする。なお、申請者は、申請の際に、事務局に給付金の受領に関し別紙 1 の内容を委任し、事務局との間で受領委任契約が締結されるものとする。

※事務局が定める方法は、Web 上での電子申請とする。また、事務局は、当該方法によることが困難な申請者に対しては、全国に設置する支援場所において、申請の支援（入力や書類の電子化等の支援）を行うものとする。支援場所については順次公示する。

(3) 申請時に必要な基本情報

申請者は、次に掲げる情報を事務局に提出するものとする。

- ① 屋号・雅号（ない場合は不要）
- ② 業種
- ③ 申請者住所
- ④ 申請者氏名
- ⑤ 生年月日
- ⑥ 連絡先
- ⑦ 年間業務委託契約等収入及び収入に関する情報
- ⑧ 対象月
- ⑨ 対象月の業務委託契約等収入
- ⑩ 申請者本人名義の振込先口座に関する情報

(4) 申請内容を証明する書類等（証拠書類等）

申請者は、次に掲げる証拠書類等のデータを事務局に提出するものとする。

※提出する様式は証拠書類等をスキャンしたものだけでなく、デジタルカメラやスマートフォン等で撮影したものでよい。

- ① 2019 年分の確定申告書第一表の控え
- ② 対象月の業務委託契約等収入がわかるもの
- ③ （別表 1）に定める業務委託契約等収入があることを示す書類
- ④ 申請者本人名義の国民健康保険証の写し
- ⑤ 申請者本人名義の振込先口座の通帳の写し
- ⑥ （別表 2）に定める本人確認書類
- ⑦ その他事務局が必要と認める書類

(5) 確定申告書第一表の控え及び国民健康保険証の写しの留意事項

確定申告書第一表の控えには收受日付印が押印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時が印字）されていること、e-Tax による申告の場合は「受信通知」を添付すること。

ただし、收受日付印（税務署において e-Tax により申告した場合は、受付日時の印字）又は「受信通知」（以下「收受日付印等」という。）のいずれも存在しない場合には、提出する確定申告書類の

年度の「納税証明書（その2所得金額用）」を提出することで代替することができる。この場合、收受日付印等のない確定申告書第一表の控えを用いることができる。

なお、收受日付印等が存在せず、「納税証明書（その2所得金額用）」による代替提出もない場合であっても申請を受け付けるが、内容の確認等に時間を要するため、給付までに通常よりも大幅に時間を要する。また、確認の結果、給付金の給付ができない場合がある。

また、申請者本人名義の国民健康保険証の写しについては、有効期限内であり、かつ、資格取得の日が2019年以前のものに限る。

(6) 給付決定

給付金は、国の持続化給付金事業の予算額の範囲内で給付を行うものであり、国の持続化給付金事業の予算額の範囲内に限り、事務局の審査を経て中小企業庁長官（以下「長官」という。）が給付額を決定する贈与契約によるものである。給付金の受取りは、申請者から事務局への委任により、事務局を通じて行われるものとする。また、給付が決定した場合には給付通知を事務局から申請者に送付する。事務局による申請内容の適格性等の確認の結果、事務局が申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当すると判断した場合、長官は、その旨を踏まえて当該申請について給付金を給付しないことを決定し、事務局は、給付金を給付しないこととなった旨の通知を当該申請者に対して送付する。

第6章 宣誓・同意事項

申請者は次に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、長官は、当該宣誓又は同意をした者に限り、給付金を給付する。

- (1) 第3章の給付対象者の要件を満たしていること
- (2) 第5章（3）の申請時に必要な基本情報及び同章（4）の証拠書類等（以下基本情報等）という。）の内容が虚偽でないこと
- (3) 給付額の算定に当たって使用する業務委託契約等収入の金額について、個人事業者等としての事業活動以外からの収入が含まれていないこと
- (4) 第7章の不給付要件に該当しないこと
- (5) 事務局及び長官の委任した者が行う、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査に応じること
- (6) 不正受給（（偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法各本条に規定するものをいう。）に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い、又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない給付金を受け、又は受けようとするをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。）等が判明した場合には、第8章の規定に従い給付金の返還等を行うこと
- (7) 別紙2で定める暴力団排除に関する誓約事項
- (8) 持続化給付金給付規程（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け）に従うこと

第7章 不給付要件

前6章の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する者に対しては、給付金を給付しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- (2) 宗教上の組織若しくは団体
- (3) (1)(2)に掲げる者のほか、給付金の趣旨・目的に照らして適当でないと長官が判断する者

第8章 給付金に係る不正受給等への対応

- (1) 申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが疑われる場合、長官は、事務局を通じ、次の対応を行う。
 - ① 提出された基本情報等について審査を行い、不審な点がみられる場合等に調査を開始する。申請者等の関係者に対する、関係書類の提出指導、事情聴取、立入検査等の調査については、事務局及び長官が委任又は準委任した者において行うことを原則とし、これらの調査を行った後、当該関係者に対する対処を決定する。なお、既に給付した給付金について調査を行う場合も同様とする。
 - ② 事務局等の調査の結果、申請者の申請が給付要件を満たさないこと又は不給付要件に該当することが判明した場合には、長官は、当該申請者との間の贈与契約を解除し、事務局は、長官の指示に従い、当該申請者に対し、給付金に係る長官との間の贈与契約を解除し、給付金の返還に係る通知を行う。
- (2) 給付金の不正受給に該当することが疑われる場合、長官は、事務局を通じ、本章(1)の対応に加え、次の対応を行う。
 - ① 不正受給を行った申請者は、本章(1)②の給付金の全額に、不正受給の日の翌日から返還の日まで、年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する額を加えた額を支払う義務を負い、事務局は当該申請者に対し、これらの金員を請求する旨の通知を行う。
 - ② 不正受給が判明した場合、事務局は原則として申請者の屋号・雅号・氏名等を公表する。
 - ③ 事務局は、不正の内容により、不正に給付金を受給した者を告発する。
- (3) 事務局は、申請者から返還を受けた給付金を、申請者に代わって長官に返還する場合には、申請者から返還を受けた件数及び金額等の情報を長官に報告する。
- (4) 長官は、本章(3)により報告を受けた場合には、事務局に対して返還を命ずるものとする。
- (5) 本章(4)に基づく給付金の返還期限は、申請者との贈与契約の解除がなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、その期限の翌日からこれを返還する日までの期間に応じ、当該未返納金額に対し、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を支払わなければならない。
- (6) 給付金は、事務局の審査を経て長官が給付額を決定する贈与契約であり、原則として民法が適用され、給付又は不給付の決定、贈与契約の解除については、行政不服審査法上の不服申立ての対象とならないが、不正受給による不給付決定又は贈与契約の解除に対し、申請者から不服の申出があった場合は、適宜再調査を行うなど、必要な対応を図る。

第9章 給付額の算定式及び証拠書類等の特例

(1) 2019年の確定申告書類等の控えを提出できない場合

第5章(4)①の証拠書類等について、次のいずれかの書類で代替することを認めるものとする。

- ① 雇用契約によらない業務委託契約等に基づく収入を給与として得ており、2019年の所得税の確定申告の義務がなく、かつ、確定申告を行っていないために提出できない場合
税理士の確認を受けた様式1に定める「確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書」
- ② 2019年分の所得税の確定申告の義務がない、その他相当の事由により提出できない場合（①を除く。）
2019年分の住民税の申告書類の控え

- ③ 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」（令和2年4月6日国税庁）に基づき、2019年分所得税の確定申告を完了していない場合、住民税の申告期限が猶予されており当該申告が完了していない場合又はその他相当の事由により提出できない場合

2018年分の確定申告書類の控え又は2018年分の住民税の申告書類の控え

※この場合は、第4章の給付額の算定に当たっては、2019年の年間業務委託契約等収入に代えて、2018年の年間業務委託契約等収入を用いるものとする。

(2) 第4章に規定する給付額によりがたい場合

次に掲げるいずれかに該当する場合には、第4章及び第5章(4)の規定にかかわらず、(ア)の証拠書類等を提出することで、(イ)の算定式及び基本情報を用いて給付額の算定を行うことを認めるものとする。この場合、第5章(3)⑦から⑨の基本情報は各算定式における対象月に相当する情報、A及びBにそれぞれ読み替えるものとする。ただし、この場合においても、給付額は100万円を超えないものとする。

① 2019年1月から12月までの間に開業した者に対する特例

2019年1月から12月までの間に開業した場合であって、対象月の業務委託契約等収入が、2019年の月平均の業務委託契約等収入に比べて50%以上減少している場合、次の特例によることができる。

(ア) 証拠書類等の特例

- 第5章(4)で定める証拠書類等
- 次のいずれかの書類

(i) 開業・廃業等届出書（所得税法第229条）

※ただし、開業日が2019年12月31日以前であり、かつ当該届出書の提出日が2020年4月1日以前であり、税務署受付印が押印（e-Taxによる提出の場合は、「受信通知」が添付）されていること。

(ii) 事業開始等申告書（自治体が発行）

※ただし、事業開始の年月日が2019年12月31日以前であり、かつ当該申告書の申告日が2020年4月1日以前であり、受付印等が押印されていること。

(イ) 算定式及び基本情報の特例

$$S = A \div M \times 12 - B \times 12$$

S：給付額（上限 100 万円）

A：2019 年の年間業務委託契約等収入

M：2019 年の開業後月数（開業した月は、操業日数に関わらず、1 ヶ月とみなす）

B：対象月の業務委託契約等収入

② 2018 年又は 2019 年に発行された罹災証明書等¹を有する者に対する特例

2018 年又は 2019 年に発行された罹災証明書等を有する者の場合、次の特例によることができる。

(ア) 証拠書類等の特例

- 第 5 章（4）で定める証拠書類等。ただし、第 5 章（4）①については、罹災証明等を受けた年の前年分に係るもの
- 罹災証明書等（2018 年又は 2019 年に発行されたものに限る。）

(イ) 算定式及び基本情報の特例

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額（上限 100 万円）

A：罹災証明等を受けた年の前年の年間業務委託契約等収入

B：対象月の業務委託契約等収入

(3) 申請者本人名義の国民健康保険証の写しを提出できない場合

次に掲げるいずれかに該当する場合には、第 5 章（4）④の証拠書類等について、申請者本人に係る次のいずれかの書類で代替することを認めるものとする。

- ① 申請者が、健康保険法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者である場合
申請者の加入する健康保険組合の健康保険証の写し並びに使用されなくなった適用事業所の発行する退職証明書若しくは雇用保険被保険者離職証明書（離職票）の写し
- ② 申請者が、後期高齢者医療被保険者証を保有している場合
後期高齢者医療被保険者証の写し
- ③ 申請者が、中小企業等協同組合法第 3 条第 4 号に規定する企業組合の組合員であって、雇用保険の被保険者ではない個人事業者等である場合
申請者が組合契約を結ぶ企業組合が、当該申請者が当該企業組合の組合員として事業に従事する個人事業等であって、雇用保険の被保険者ではないことを証する書類
※当該企業組合又は当該企業組合の代表理事の署名又は記名押印があるものに限る。

第10章 その他

(1) 経済産業省からの通知について

¹ 自社の事業用資産が損壊等の被害を受けたことを行政機関が証した公的証明（例：罹災証明書・被災証明書等）

今回の申請に伴って提出された連絡先等に、今後、経済産業省から各種支援策等の通知を行うことがある。

代理受領

長官から給付される給付金の受領権限を事務局に委任します。事務局は、代理受領した給付金を預り金として適切に管理のうえ、長官が給付金として決定した金額について、遅滞なく、持続化給付金申請規程第 5 章（3）⑩に従い提出された口座への振込みを依頼します。その際の費用は事務局が負担することとします。また、給付要件を満たさないこと等が判明した場合、事務局は申請者から返還を受けた給付金を、申請者に代わって遅滞なく長官に返還します。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、給付金の交付の申請から給付金の受領後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

別表 1

第 5 章（４）③の業務委託契約等収入があることを示す書類は、第 4 章の給付額の算定に用いられる年間業務委託契約等収入に関する次の（１）～（３）の書類の中からいずれか 2 つの書類を事務局に提出するものとする。

※ただし、（２）の源泉徴収票又は給与に係る支払の明細を示す書類を提出する場合にあっては、（１）の書類と組み合わせて提出するものとする。

※業務委託契約等収入に係る業務委託契約等の全部又は一部が 2019 年（第 4 章又は第 9 章の給付額の算定に用いられる年間業務委託契約等収入が 2019 年のものでない場合には、当該年間業務委託契約等収入に係る年。以下この別表において同じ。）中に履行され、履行を踏まえて実際に報酬等の支払が行われたものに限る。

※（１）～（３）の書類が同一の業務委託契約等に係るものであることが、契約者（申請者の業務委託契約等収入に係る業務委託契約等を申請者との間で締結した者をいう。以下同じ。）又は支払者（申請者に対し、申請者の 2019 年の業務委託契約等収入に係る支払をした者をいう。以下同じ。）等の名称又は氏名等から判断できるものに限る。また、当該業務委託契約等収入に係る業務委託契約等が 2019 年中に複数存在する場合には、そのいずれか 1 つの業務委託契約等に係る書類を事務局に提出するものとする。

（１）申請者がその雇用者ではない者との間で締結する業務委託契約等の契約書（以下「業務委託契約書等」という。）であって、契約者の署名又は記名押印のあるものの写し又は申請者がその雇用者ではない者との間で業務委託契約等を締結したことを証する様式 2 に定める持続化給付金業務委託契約等契約申立書であって、申請者及び契約者の署名又は記名押印のあるもの

※ただし、業務委託契約書等を提出する場合、内容の確認等に時間を要し、給付までに通常よりも大幅に時間を要することがある場合があり、確認の結果、給付金の給付ができない場合がある。

（２）業務委託契約等に係る支払の内容を示す次のいずれかの書類

①支払者の発行する支払調書（「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」に限る。）の写し

②支払者の発行する所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 226 条第 1 項に規定する源泉徴収票（「給与所得の源泉徴収票」に限り、雇用契約に基づき雇用者から支払われる給与に係るものを除く。）の写し

③支払者の発行する支払の明細を示す書類（支払者及び支払先の名称又は氏名、支払金額及び支払時期の記載があり、支払者の署名又は記名押印のあるものに限る。）の写し又はこれに相当するもの

※③に掲げる書類を提出する場合には、内容の確認等に時間を要し、給付までに通常よりも大幅に時間を要することがある場合があり、確認の結果給付金の給付ができない場合がある。

（３）業務委託契約等に係る収入があったことを証する申請者本人名義の通帳の写し

※申請者本人名義の通帳であることを示す箇所を含む頁及び業務委託契約等に係る振込があったことを示す箇所を含む頁（支払の日付及び支払者が記載されているものに限る。）の双方の写しを提出する

ものとし、業務委託契約等に係る振込があったことを示す箇所については枠囲い等によって該当箇所の識別を可能にしたものに限る。

別表 2

本人確認書類は、次に掲げるいずれかの写しを住所・氏名・明瞭な顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出すること。

- (1) 運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能。）
- (2) 個人番号カード（オモテ面のみ）
- (3) 写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- (4) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る。）
（両面）

※いずれの場合も申請を行う日において有効なもの²であり、記載された住所が申請時に登録する住所と同一のものに限る。

なお、（1）から（4）を保有していない場合においては、（5）又は（6）いずれかの組み合わせで代替することができるものとする。

- (5) 住民票の控え及びパスポートの両方
※パスポートについては、顔写真の掲載されているページ
- (6) 住民票の控え及び各種健康保険証の両方
※各種健康保険証については両面

² 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、更新期限の猶予等の措置がとられているものは、この限りでない。

(様式1)

確定申告を要しないこと及び収入金額に係る申立書

年 月 日

持続化給付金事務局 殿

持続化給付金給付規程（主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等向け）第11条第1項第1号の規定に基づき、令和元年（2019年）の収入金額及び確定申告を要しないことについて、以下に記載のある税理士の確認を受けた上で、以下の通り申し立てます。

注：令和元年（2019年）分の確定申告を要する場合には、本申立書を用いて申請できません。

注：雇用契約による給与収入（パート・アルバイト・派遣・日雇い労働等を含む）がある場合は、申請できません。

記

1. 申請者氏名等

(署名又は記名押印)	
(申請者住所)	(申請者電話番号)

2. 私（申請者）の令和元年（2019年）の収入金額は以下の通りです。

区分	収入金額
給与収入	円
その他の収入（区分・金額を記載）	

※収入金額は一の位まで記載すること。譲渡所得、一時所得、退職所得に係る収入は記載不要。

3. 申請者が確定申告を要しないことの確認

(チェック欄)

私（申請者）は、所得税法に規定する確定所得申告を要しない場合に該当します。

以上

私（税理士）は、申請者が提供した情報に基づき、上記2. 及び3. の内容を確認しました。

(税理士の署名又は記名押印)	(事務所名称)
(事務所住所)	(税理士登録番号)

持続化給付金事務局 殿

(申請者住所)

(申請者氏名)

Ⓜ

(申請者連絡先)

(契約者住所)

(契約者の名称又は氏名)

Ⓜ

(契約者連絡先)

持続化給付金業務委託契約等契約申立書

●●(契約者の名称又は氏名)とその被雇用者ではない●●(申請者氏名)は、持続化給付金の申請に当たり、両者が締結した次の業務委託契約等について、2019年1月1日から12月31日の間にその全部又は一部の履行がなされ、当該履行を踏まえ、申請者に対する報酬等の支払いが行われたことを申し立てます。

なお、本申立てに偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45条)各本条に触れる行為のほか、刑法上犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に本申立書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことをいう。)を行い、申請した場合は、持続化給付金申請規定における不正受給等に該当するものとします。

記

- 1 業務委託契約等の内容
- 2 業務委託契約等の期間
- 3 業務委託契約等の報酬等

以上

注：本申立書において、「契約者」とは、業務委託契約等の契約当事者のうち、申請者ではない者をいう。

注：本申立書の提出に当たっては、申請者及び契約者の署名又は記名押印を行うものとする。